

議案第98号

佐野市会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例
の制定について

佐野市会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例を次のように定めます。

令和元年12月6日提出

佐野市長 岡部正英

佐野市会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例
(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第203条の2第5項及び地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第24条第5項の規定に基づき、法第22条の2第1項第1号に規定する職員(以下「会計年度任用職員」という。)の報酬、期末手当及び費用弁償について定めるものとする。

(報酬等の支払い)

第2条 報酬及び期末手当は、他の条例に規定する場合のほか現金で支払わなければならない。ただし、会計年度任用職員から申出があったときは、口座振替の方法により支払うことができる。

(報酬基準月額)

第3条 会計年度任用職員の報酬基準月額は、別表第1の職種の欄に掲げる職種の区分に応じ、同表の上限額の欄に掲げる額を超えない範囲内において、規則で定める。

(職務の級)

第4条 会計年度任用職員の職務は、その職種ごとに、その複雑、困難及び責任の度に基づき別表第2に定めるとおり分類する。

2 会計年度任用職員の職務の級は、別表第2の職務の欄に掲げる職務の内容に従い任命権者(法第6条第1項に規定する任命権者及び同条第2項の規定によりその委任を受けた者をいう。以下同じ。)が決定する。

(号給)

第5条 会計年度任用職員の号給は、規則で定める基準に従い任命権者が決定する。

(報酬)

第6条 月額で報酬を定める会計年度任用職員の報酬の額は、基準月額に、当該会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間を38.75で除して得た数を乗じて得た額とする。

2 日額で報酬を定める会計年度任用職員の報酬の額は、基準月額を21で除して得た額に、当該会計年度任用職員について定められた1日当たりの勤務時間を7.75で除して得た数を乗じて得た額とする。

3 時間額で報酬を定める会計年度任用職員の報酬の額は、基準月額を162.75で除して得た額とする。

4 前3項の「基準月額」とは、各会計年度任用職員について第3条から前条までの規定を適用して決定した額(診療所医師である会計年度任用職員(以下本則中「医師」という。))にあつては、佐野市職員の給与に関する条例(平成17年佐野市条例第52号。以下「給与条例」という。)第7条の3に規定する初任給調整手当及び第9条の2に規定する地域手当に相当するものとして規則で定める額を加算した額)をいう。

5 第1項から第3項までの規定により算出した額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(特殊勤務に係る報酬)

第7条 佐野市職員の特殊勤務手当に関する条例(平成17年佐野市条例第54号)第2条に規定する業務又は作業に従事することを命ぜられた会計年度任用職員には、同条例の例により計算して得た額を特殊勤務に係る報酬として支給する。

(時間外勤務に係る報酬)

第8条 当該会計年度任用職員について定められた勤務時間(以下「正規の勤務時間」という。)以外の時間に勤務することを命ぜられた会計年度任用職員には、正規の勤務時間以外の時間に勤務した全時間に対し、勤務1時間につき、第14条に規定する勤務1時間当たりの報酬の額に次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算して得た割合)を乗じて得た額を時間外勤務に係る報酬として支給する。ただし、医師以外の会計

年度任用職員が第1号に掲げる勤務で正規の勤務時間以外の時間にしたもののうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間30分に達するまでの間の勤務にあつては、同条に規定する勤務1時間当たりの報酬の額に100分の100（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の125）を乗じて得た額とする。

(1) 正規の勤務時間が割り振られた日（次条の規定により休日勤務に係る報酬が支給されることとなる日を除く。）における勤務

(2) 前号に掲げる勤務以外の勤務

2 前項の規定にかかわらず、佐野市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成17年佐野市条例第37号。以下「勤務時間条例」という。）第5条の規定による週休日の振替等により、あらかじめ割り振られた1週間の正規の勤務時間（以下この項及び次項において「割振り変更前の正規の勤務時間」という。）以外の時間に勤務することを命ぜられた会計年度任用職員には、割振り変更前の正規の勤務時間以外の時間に勤務した全時間（次条の規定により休日勤務に係る報酬が支給されることとなる時間を除く。）に対し、勤務1時間につき、第14条に規定する勤務1時間当たりの報酬の額に100分の25から100分の50までの範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を時間外勤務に係る報酬として支給する。ただし、医師以外の会計年度任用職員が割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間と割振り変更前の正規の勤務時間との合計が37時間30分に達するまでの間の勤務については、この限りでない。

3 正規の勤務時間以外の時間に勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間以外の時間にした勤務の時間と割振り変更前の正規の勤務時間以外の時間に勤務することを命ぜられ、割振り変更前の正規の勤務時間以外の時間にした勤務の時間との合計が1月につき60時間を超えた会計年度任用職員には、60時間を超えて勤務した全時間に対し、前2項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第14条に規定する勤務1時間当たりの報酬の額に次の各号に掲げる勤務の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額を時間外勤務に係る報酬として支給する。

(1) 正規の勤務時間以外の時間にした勤務 100分の150（その勤

務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175)

(2) 割振り変更前の正規の勤務時間以外の時間にした勤務(前項ただし書の勤務及び次条の規定により休日勤務に係る報酬が支給されることとなる勤務を除く。) 100分の50

4 医師の時間外勤務に係る報酬については、前項までの規定により算出した額に、規則で定める額を加算する。

(休日勤務に係る報酬)

第9条 勤務時間条例第9条に規定する祝日法による休日(代休日(同条例第10条に規定する代休日をいう。以下この条において同じ。))を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した会計年度任用職員にあっては、当該休日に代わる代休日。(以下「祝日法による休日等」という。)

又は同条例第9条に規定する年末年始の休日(代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した会計年度任用職員にあっては、当該休日に代わる代休日。(以下「年末年始の休日等」という。))において正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた会計年度任用職員には、正規の勤務時間中に勤務した全時間に対し、勤務1時間につき、第14条に規定する勤務1時間当たりの報酬の額に100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を休日勤務に係る報酬として支給する。これらの日に準ずるものとして規則で定める日において勤務した会計年度任用職員についても、同様とする。

2 医師の休日勤務に係る報酬については、前項の規定により算出した額に、規則で定める額を加算する。

(夜間勤務に係る報酬)

第10条 正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務する会計年度任用職員には、その間に勤務した全時間に対し、勤務1時間につき、第14条に規定する勤務1時間当たりの報酬の額に100分の25を乗じて得た額を夜間勤務に係る報酬として支給する。

(報酬の端数処理)

第11条 前3条の規定により勤務1時間につき支給する時間外勤務に係る報酬、休日勤務に係る報酬又は夜間勤務に係る報酬の額及び第14条各項

に規定する勤務1時間当たりの報酬の額を算定する場合において、当該額に50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げるものとする。

(期末手当)

第12条 給与条例第17条の2から第17条の4までの規定は、任期が6月以上の会計年度任用職員(1週間当たりの勤務時間が著しく少ない者として規則で定めるものを除く。以下この条において同じ。)について準用する。この場合において、給与条例第17条の2第4項中「それぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在)において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは、「それぞれの基準日(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日)以前6月以内の会計年度任用職員としての在職期間における報酬(規則で定める報酬を除く。)の1月当たりの平均額」と読み替えるものとする。

2 任期が6月に満たない会計年度任用職員の1年度内における会計年度任用職員としての任期の合計が6月以上となったときは、当該会計年度任用職員は、当該年度において、前項の任期が6月以上の会計年度任用職員とみなす。

3 6月に期末手当を支給する場合において、前年度の末日まで会計年度任用職員として任用された者であって、同日の翌日に会計年度任用職員として任用(その任用の期間が6月未満のものに限る。)されたものの、当該前年度における会計年度任用職員としての任期と同年度の翌年度における会計年度任用職員としての任期との合計が6月以上であるときは、当該会計年度任用職員は、同年度において、第1項の任期が6月以上の会計年度任用職員とみなす。

(報酬の支給)

第13条 報酬は、その支給額を算定する期間(以下「報酬期間」という。)を月の1日から末日までとして算定し、規則で定める期日に支給する。

2 日額又は時間額で報酬を定める会計年度任用職員には、その者の勤務日数又は勤務時間に応じて報酬を支給する。

3 月額で報酬を定める会計年度任用職員には、会計年度任用職員となった

日から退職した日までの報酬を支給する。ただし、死亡により退職した場合は、その退職した日の属する月の末日までの報酬を支給する。

- 4 前項の規定により報酬を支給する場合であつて、報酬期間の初日から支給するとき以外のとき又は報酬期間の末日まで支給するとき以外のときは、その報酬の額は、その報酬期間の現日数から当該会計年度任用職員について定められた週休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りにより算定する。

(勤務1時間当たりの報酬額)

第14条 第8条から第10条までの勤務1時間当たりの報酬の額は、次の各号に掲げる報酬の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 月額による報酬 第6条第1項の規定により計算して得た額に12を乗じて得た額を当該会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから規則で定める時間を減じたもので除して得た額

(2) 日額による報酬 第6条第2項の規定により計算して得た額を当該会計年度任用職員について定められた1日当たりの勤務時間で除して得た額

- 2 次条第1項の勤務1時間当たりの報酬の額は、第6条第1項の規定により計算して得た額に12を乗じて得た額を当該会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額とする。

(報酬の減額)

第15条 月額で報酬を定める会計年度任用職員が勤務しない場合は、その勤務しない日が祝日法による休日等又は年末年始の休日等であるとき、その勤務しないことが有給の休暇を取得したことによるときその他その勤務しないことにつき任命権者の承認があつたときを除き、その勤務しない1時間につき、前条第2項に規定する勤務1時間当たりの報酬の額を減額して報酬を支給する。

- 2 日額で報酬を定める会計年度任用職員が勤務しない場合は、その勤務しないことが有給の休暇を取得したことによるときその他その勤務しないことにつき任命権者の承認があつたときを除き、その勤務しない1時間につ

き、前条第1項第2号に規定する勤務1時間当たりの報酬の額を減額して報酬を支給する。

(市長が特に必要と認める会計年度任用職員の報酬等)

第16条 第2条から前条までの規定にかかわらず、職務の特殊性を考慮し市長が特に必要と認める会計年度任用職員の報酬及び期末手当については、常勤の職員との権衡、その職務の特殊性等を考慮し、任命権者が別に定める。

(通勤に係る費用弁償)

第17条 会計年度任用職員が給与条例第10条第1項各号に定める通勤手当の支給要件に該当するときは、通勤に係る費用弁償を支給する。

2 通勤1回当たりの費用弁償の額は、給与条例第10条第2項の規定の例により計算して得た額を21(支給単位期間(同条第7項に規定する支給単位期間をいう。以下この条において同じ。))が1月を超える場合は、支給単位期間の月数に21を乗じた数)で除して得た額とする。

3 通勤に係る費用弁償は、前項に定める通勤1回当たりの額に報酬期間に通勤した回数に乗じて得た額を、当該報酬期間に係る報酬の支給日に支給する。

4 前3項に定めるもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定、通勤に係る費用弁償の返納その他の通勤に係る費用弁償に関し必要な事項は、規則で定める。

(公務のための旅行に係る費用弁償)

第18条 会計年度任用職員が公務のための旅行に係る費用を負担するときは、その旅行に係る費用弁償を支給する。

2 旅行に係る費用弁償の額については、佐野市職員等の旅費に関する条例(平成17年佐野市条例第55号)の例による。この場合において、当該会計年度任用職員の同条例別表における区分の欄の適用については、4級以下の職務にある者(医師にあっては、5級以上の職務にある者)とする。

(委任)

第19条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。
(令和2年6月に支給する期末手当に係る特例)
- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において、本市の臨時嘱託員及びこれに準ずる者であって市長が別に定めるもの（以下「嘱託員等」という。）として在職し、施行日において当該嘱託員等であった者が会計年度任用職員として任用された場合における当該会計年度任用職員の令和2年6月に支給する期末手当については、当該嘱託員等として在職した期間を第12条第1項において準用する給与条例第17条の2第2項の在職期間に通算し、同項の規定を適用する。

別表第1（第3条関係）

職種	上限額
1 一般行政職	給与条例別表第1行政職給料表に定める1級における最高の号給の給料月額
2 保健師、看護師その他の職で市長が規則で定めるもの	給与条例別表第1行政職給料表に定める2級における最高の号給の給料月額
3 相談員、指導員の職で市長が規則で定めるもの	給与条例別表第1行政職給料表に定める1級における最高の号給の給料月額
4 保育士	給与条例別表第1行政職給料表に定める2級における最高の号給の給料月額
5 社会教育指導員	給与条例別表第1行政職給料表に定める2級における最高の号給の給料月額
6 教育指導員その他の職で市長が規則で定めるもの	給与条例別表第1行政職給料表に定める2級における最高の号給の給料月額
7 消費生活相談員	給与条例別表第1行政職給料表に定める2級における最高の号給の給料月額
8 診療所医師	給与条例別表第2医療職給料表に定める3級における最高の号給の給料月額

別表第2（第4条関係）

職種	職務の級	職務
別表第1の1の項から7の項までに掲げる職種	1級	定型的又は補助的な業務を行う職務
	2級	相当の知識又は経験を必要とする職務
別表第1の8の項に掲げる職種	1級	診療所医師の職務
	2級	高度な知識又は経験を有する診療所医師の職務
	3級	極めて高度な知識又は経験を有する診療所医師の職務

理 由

会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償の額並びにその支給方法等について必要な事項を定めるため本条例を制定したいので提案するものです。